



日本記者クラブ

「安保改定 60 年 その功罪と今後」 (3) 石破茂・衆議院議員

2020年2月25日

改定日米安全保障条約が締結されてから1月19日で60年を迎えた。日本記者クラブでは2019年11月から「安保改定60年 その功罪と今後」と題したシリーズを始めた。その第3回ゲストとして石破茂・衆議院議員を招いた。

石破氏は防衛庁長官、防衛大臣を歴任、著書に『日本人のための集団的自衛権入門』がある。会見では「独力防衛は非現実的。日本の世論も許容するとは思わないし、戦前の過ちを繰り返すことにほかならない。日米同盟はかなりリーズナブルな選択肢である」と評価。その上でいかに同盟のサステナビリティ（持続可能性）を高めるかが今後の課題であると強調した。

また石破氏は、日米安保体制における非対称性は日本国民の安全保障意識の涵養という点では「相当にネガティブな面をもっていた」とした上で、「最後は米国がなんとかしてくれる」という考えを生んだと指摘。非対称性の根幹となる集団的自衛権については、「安全保障基本法」を制定し、抑制的に行使することが必要であると述べた。

司会：倉重篤郎 日本記者クラブ企画委員

[YouTube 日本記者クラブチャンネル動画](#)

©公益社団法人 日本記者クラブ

司会＝倉重篤郎・日本記者クラブ企画委員

安保改定から60年ということを受け、その功罪を問うシリーズ企画を開催しています。第1回では五百旗頭真先生に全体像をお話いただき、第2回では河野克俊前統合幕僚長に現場の話をしていただきました。第3回は政治家から招きたいということで、まずは石破茂さんがベストではないかとお願いし、来ていただきました。では石破さん、よろしくお願ひします。

石破茂・衆議院議員 衆議院議員の石破です。

安保改定60年ということですが、日米同盟については、非対称的双務条約という言葉をよく使いますが、履行する義務の内容が全く違うという、世界にあまたある同盟の中で、たった一つの、ユニークなという言葉がよいでしょうか、特異なという言葉がよいでしょうか、そういう同盟です。

あらゆる同盟は、対等な主権国家同士で結ばれる以上、履行する義務は同一です。それはどちらかが大きくて、どちらかが小さいとか、どちらかが強く、どちらかがそうではないとか、そういうこととは関係ありません。主権国対等の原則により、同盟では履行する義務が一致するものですが、日米同盟は、アメリカ合衆国が日本を防衛する義務を負う形になっている。あえて「形になっている」と申しますが、日本国は合衆国に、施設・区域の提供の義務を負うというように、履行する義務が全く異なる、世界でたった一つの同盟です。

それはひっきょう、憲法上、集団的自衛権は行使できないという政府の連綿たる解釈から論理的に出てくるものであり、別に政策的に選択されたというよりも、論理的にそうならざるを得ないということになっています。

日米同盟は「リーズナブルな選択」

私は、日米同盟はかなりリーズナブルな選択だとは思っています。独力防衛、核兵器、装備をどんどん持ってという立場に私は立っていません。独力防衛は、かなりというか、まず非現実的なものであると言わざるを得ないし、日本の経済力も、日本の世論も、それを許容する

とは思っていないし、そのようなことは戦前の過ちを繰り返すことにはほかならないと思っています。しかしもちろん、非武装中立の立場にも立っていません。さすれば日米同盟は、かなりいい選択であるとは思っています。

かつてイギリスの宰相パーマストンが、「わが英国にとって永遠の同盟もなければ、永遠の敵もない。あるのはただ一つ、永遠の英国の国益のみである」と言ったのは有名な話です。フランスの軍人・大統領シャルル・ド・ゴールも似たようなことを言っています。それは一つの真理であり、永遠の同盟もなければ、永遠の敵もない。あるのはその国にとっての永遠の国益のみであるというのは真実です。

日米同盟がかなり有意義な選択である以上は、どうやってサステナビリティ（持続可能性）を高めていくかという努力をしなければなりません。そして、日米同盟において履行する義務が非対称的であるがゆえに、わが日本国民の安全保障意識の涵養という点で、相当にネガティブな面を持っていたこともまた事実です。

例えて言えば、これは憲法9条に逢着する話ですが、国家の独立を守るのが軍隊で、国民の生命、財産、公の秩序を守るのが警察である。これは定義です。いいとか悪いという話ではなく、定義です。警察をどんなに大きくしても、決して軍隊にはなり得ない。なぜならば、それは性格を全く異にするものだからです。国の独立を守るのが軍隊である。

では、国の独立とは何かというと、さてさてそれは何だろうねと。国の独立は当たり前と思っている方が多いですが、わが国はサンフランシスコ条約が発効するまで、独立を失っていたわけです。独立とは国家主権が守られることです。国家主権って何ですかと。国民主権は、学校で嫌というほど習いますが、「国家主権とは何？」と言われて、きちんと答えられる人を私はあまり見たことがありません。私も一応、大学の法学部を出ていますが、大学の憲法の授業でもこんなことは習ったことがない。

国家主権の三要素は、領土と国民と統治機構

なのだ。小さな島一つを失う国は、やがて領土全てを失うのだという意味のことをドイツの法哲学者ルドルフ・フォン・イェーリングが言っていました。島であろうが、何であろうが、領土は国家主権なのであり、北方領土も、竹島も、尖閣も、そのような観点から論じ上げなければなりません。二島だけでいいやということは論外であり、そういうことを口の端に乗せるべきだと私は全く思わない。

竹島にしても尖閣にしても、どこにあるかは大体みんな言えますが、なぜ竹島が、なぜ尖閣が、国際法的に、歴史的に、わが国固有の領土であるのかをきちんと立論できる人をみたことはほとんどない。領土は国家主権です。

国民一人一人の命は国家主権であり、拉致問題が単なる誘拐事件ではないというのは、そういうことです。ただ、急迫性の武力攻撃がいま起きているわけではないので、自衛権行使の三要件には該当しませんが、国家主権の侵害として拉致問題を位置づけなければおかしいことになります。

わが自由民主党は、党员資格を18歳以上の日本国籍を有する者と規定しています。もちろん外国人の人権を最大限に尊重することを前提に定められている規定ですが、日本国政府であれ、地方政府であれ、その国の統治は、その国籍を持った者が扱うということ、これも国家主権であり、これを外国によって侵害されている状況が、独立を脅かされている状況であって、これを排除するのが軍隊の使命です。したがって、それはすぐれて対外的に作用するものであり、そこにおいて従うべきは、国際法並びに確立した国際慣習に決まっています。当然のことです。

したがって、災害派遣とか治安出動とか——治安出動は警察権の行使ですが——それを除き、軍隊が国内で権限を行使することは基本的にありません。逆に警察は国民の生命、財産、公の秩序を守るのがミッションですので、そこにおいて、警察比例の原則は大原則です。その作用は対内的にしか行使できません。東京警視庁がパリで大活躍することもなければ、ニューヨーク市警が東京で大活躍することもないの

は、そういうことです。

国家の主権を守る、国の独立を守る、これが軍隊なのだ。日本国憲法は、日本国が独立していないときに制定された憲法ですので、独立していないときにできた憲法に、国の独立を守る組織が書かれているはずがない。書かれているほうがおかしいということに相なります。将来を見越して芦田修正があったわけですが、日本国が独立していないときにできた憲法に、日本国独立の組織が書かれているはずはないということに相なります。

ぐだぐだ言っていますが、国家主権とは何だとか、国の独立とは何だということにきちんと答えられる人はほとんどいない。それは誰かがやってくれるものだろうという話になっています。

防衛省・自衛隊をいかに統制するか

文民統制ということがよく言われますし、私もそれはとても大事なことだと思います。かつて衆議院議員の仙谷由人さんが「自衛隊という暴力装置が」と、官房長官のときにご発言になり大騒ぎになったことがあります。私は、仙谷さんは社会学者マックス・ウェーバーの『職業としての政治』をちゃんと読んでいるのだなと思ひ、内心、畏敬の念を持ちました。「国家というのは、警察と軍隊という暴力装置を合法的に独占する主体のことである」——かぎ括弧でくくりますが。これは、訳した人がそう訳しただけの話で「実力部隊」と言っても構いません。しかし、「国家というのは、警察と軍隊という実力組織を合法的に独占する主体のことである」という話は、日本国では全くはやりませんが、かなり本質を言い当てたものだと思います。

あるいは、「軍隊は国家に隷属し、警察は政府に隷属する」というのは、ヨーロッパでは常識なのですが、日本でそんなことを言うと、一体何事であるかという批判を浴びます。しかし、そうであるからこそ、クーデターをいかにして防止するかということに、歴史上、それぞれの国が大変な努力をしてきた。別に文民統制は民主主義国家にだけあるものではありません。独裁

国家にも当然、文民統制はあります。

ある一定以上の年代の方には『レッド・オクトーバーを追え!』という小説、あるいはショーン・コネリー主演の映画をごらんになった方がいるかと思います。あの冒頭の場面は、ソビエトの原子力潜水艦に与えられたミッション——その潜水艦に艦長は2人います。軍人の艦長と政治将校の艦長。この2人が持っている鍵で金庫を開けないと命令書が出てこないというところから、あの映画は始まるわけです。独裁国家には独裁国家なりの文民統制があるわけです。

文民統制というのは、統制される客体と統制する主体がぴったり一致していれば、コントロールという概念はそもそも出てこないはずで、統制される客体と統制される主体にずれがあるから、統制という概念が出てくるわけで、警察の文民統制というのは聞いたこともない。それはそういう理由に基づくものです。

しかし、国家行政組織法上、防衛省・自衛隊は、行政権とぴったり一致していることになっており、文民統制という概念が出てくる余地がないというのは基本論ですが、そういう話を論じる人はほとんどいない。これはかなり危ないことだと私は思っています。五・一五だって、二・二六だってあったわけですからね。

モラルに依拠した統制に危うさ

わが国は、司法、立法、行政による統制ができていのだろうかということを考えたときに、自衛隊は比類ない実力を持つ組織ですから、警察が束になりかかってもかきません。海上保安庁が束になりかかってもかきません。航空保安庁はそもそも存在しません。その構成員は、責任感が極めて強く、使命感が強く、愛国心に非常に秀でた方々であるがゆえに、そういう方々のモラルにのみ統制を依拠するのは、かなり危ない話です。

自衛官が国会に来て答弁をしたことがないのが日本です。本当にこれはいいのだろうか。いまの情勢をどのように軍事的に分析するか。そして、飛行機に、船に、車両に、何ができて、

何ができないのか。サービスの宣誓どおりに、危険を顧みずにそれを操って、国防の任を全うする。制服自衛官でなければわからないことが山ほどあります。私は副長官や長官や大臣を随分長く務めました。自衛官たちに向かって、「あなた方は与えられた権限と装備で全力を尽くします」といつも言うが、私の前でそれを言わないでもらいたい。権限の何が足りなくて、装備の何が足りないかを言ってもらわないと、われわれとして対処のしようがない。権限の何が足りなくて、装備の何が足りないかを政治家の前で述べることは、諸官の権利であり、義務である」ということを常に言っていました。

外国をみると、アメリカでは軍人が証言します。それは当然、国会におけるコントロールにおいて、立法する、予算をつくるに当たって、極めて重要なことですが、わが国ではそんなことは危なくてやっていられないということで、自衛官が国会で答弁をすることはありません。これで立法によるコントロールができていのかといえば、それについては私は疑問だと思います。

特にわが国の自衛隊法は、ポジティブリストになっていて、できることがずらっと書いてあります。あそこには書かれていないことは何一つやってはいけない。自衛隊法に書かれていないことは何一つやってはいけない。戦車は1mmも動かず、飛行機は1cmも飛び上がらないということになっています。ポジティブリストですので、使い方は自衛隊法をきちんと理解していなければできません。できるはずがない。

軍政と軍令と言い、法律、予算をつくるのは軍政です。オペレーションは軍令と言います。軍令はユニフォームの専権事項です。軍政は文官の専権事項です。政治家も含まれます。しかし、日本の場合には軍政も軍令も政治がやることになっています。そういう国において、自衛隊法をきちんと理解しないで、防衛省・自衛隊のトップが務まるとは私は全く思いません。

戦場で人を殺しても殺人罪にはなりません。物を壊しても器物損壊罪にはなりません。戦場のルールと一般社会のルールは全く違います。しかし、最高裁を終審とすることを前提に言い

ますが、自衛隊審判所が存在していないということは、一体どういうことなのかということですが、そこにおいて、自衛官の権利や義務がどのようにして守られるかということをきちんと考えておかなければなりません。最も厳しい規律と、最も重い荣誉が与えられる。軍隊とはそういうものだと私は理解しています。

このようなことは、ほとんどの日本人が理解していない。皆様方はご理解のことかと思いますが、一般の方々はそのようなことに極めて理解が乏しい。それを強引に日米安保のせいだと言うつもりはありませんが、最後はアメリカが何とかしてくれるよねという意識が、日本人のどこかにないだろうか。そして、自衛隊は災害のときに大活躍するものだという意識が、国民のどこかにないだろうか。それは国際的にみてかなり特異なことではないだろうかということです。

日米安全保障条約は10条しかない極めて短い条約ですので、最後になったらアメリカが何とかしてくれるということなら、条約に一体何が書いてあるか、それはいまの日本にとってどうなのかということ、もっと真剣に議論されてしかるべきものです。

集団的自衛権 可否は政策マター

集団的自衛権行使不可は、政策的選択であり、憲法から論理的に出てくるものとは思いません。私はずっとそのように考えていますし、本にも書いてきました。公にその立場を明らかにしているつもりです。

つまり、日本国憲法前文は、むしろ集団的自衛権肯定というふうに書かれているとしか思えない。そこで第9条が出てきて、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」「この目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」。これが第9条ですが、このどこから集団的自衛権行使不可ということがロジカルに出てくるのでしょうか。私は国会の議事録を全部読みま

したが、どこからも出てきません。論理的にこれを証明した人は誰もいませんし、証明できないのだと思います。正しい、間違っているは別にして、それは政策の選択だだと思います。

しかし、憲法の解釈は変わるものだと思います。閣議決定で変えていいと言っているのではありません。それには法律の担保が絶対に必要です。基本的人権の尊重、国民主権、そして平和主義、日本国憲法の三大原理は絶対に変えてはいけません。これを変えることは許されないと私は思います。

では、集団的自衛権行使不可が論理的に出てこないとするなら、それは政策的選択の帰結と言わざるを得ない。しかし時の政府が、わが政府においては、わが内閣においては集団的自衛権行使可能、次の政府においては不可能みたいなことをやると、法的安定性が著しく阻害されることとなります。そこにおいて、いかにしてこれに制限をかけるかが、本来、安全保障法制の最も核心であるべきです。

時系列的に言うと、国連憲章があり、日本国憲法があり、日米安全保障条約ができて、相前後して防衛二法が成立したことになりますが、この4つは全部論理的に関連したものであり、そこに齟齬があってははいけません。いまの4つを全部みたときに、齟齬があちこちに生ずるのではないかということをもっと真剣に考えてしかるべきだと思います。

具体的には、日米安全保障条約、特に第5条、第6条です。現行の日米安全保障条約は、第5条において、「各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」。直訳調ですので、一回聞いただけでは何のことかわからないですが、ここのポイントは、その適用範囲を日本国の施政の下にある領域、これに限定しているところにあります。このように極めて適用範囲を付言した安全保障条約は世界に類例をみないものです。領域ですので、施政の下にある領域を外れた艦船、船舶、航空機、これが攻撃を受

けたときは、日米安保の対象にはなりません。なると思っている人がいっぱいいるでしょうが、日米安全保障条約第5条からそのようにはなりません。

私は英語があまり得意ではないので、これを日本語と英語とで対照してきちんと読んでみたことはありません。これは私の怠惰のなせるわざで、すごく反省をしているところですが、日米安全保障条約を英語で読み、それをアンザス条約、NATO（北大西洋条約機構）の条文とかと比較すると、英語の言い回しが微妙に異なっているところが多々あります。Will と would のような使い分けもかなりみられます。英語で読んでみないと、合衆国がどう理解しているのかはよくわかりません。

これを変えるとすればどう変わるのかといえば、日本国の施政の下にある領域というものを、アジア太平洋地域におけるというふうに変えることは、いまの日本の置かれた安全保障環境に極めて適合するものだと考えます。

先ほど時系列的に最初に国連憲章が来ると言いましたが、個別的・集団的自衛権は固有の権利として国連憲章第51条に明示されています。新しい第5条においては、「国連憲章第51条に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を行使して」という言葉を入れないと、国連憲章との整合は極めてとりにくいと考えます。そうすると、ほらほら、またおまえ、始まったねと。集団的自衛権を全面的にフルスペックで行使して、アメリカと一緒に世界中どこへ行くのだろうという話になりますが、誰もそんなことは言っていない。

集団的自衛権行使、基本法で制限

昭和35年の原子力基本法をはじめとして、農業・農村基本法、水産基本法、教育基本法など、わが国には現行憲法下において、基本法と称するものが約50あります。しかし、安全保障基本法という法律はない。私は憲法改正がそんなに容易だとは思いません。総理が言うような、9条に自衛隊を書くだけですよ、何も変わりませんよということだとしても、それは論理的に決して正しくないと思います。仮にそうだ

としても、9条改正のハードルは極めて高いと思いますし、論理整合のない改正ならばしないほうがましだと私は思います。いわんや、否決されたらどうするんですかと。否決されてもいまの9条は何も変わりませんというと、かなり面妖な光景が展開することになるだろうと思います。

しかしながら、基本法をきちんとつくることは可能ではないでしょうか。私は小泉内閣において、有事法制にかかわりました。現場で最後まで反対したのは共産党と社民党だけでした。与党では久間章生・筆頭理事（自由民主党）、野党では前原誠司・筆頭理事（民主党）が大変な努力をされて、「戦争準備法案か」とまで言われた有事法制が圧倒的多数で賛成したときの光景を、私は一生忘れることはないと思います。

安全保障基本法において、集団的自衛権行使の制限がどのように書けるのかということについては、徹底的に議論されなければなりません。アメリカのベトナム戦争では、傀儡国家であった南ベトナムからの助けてくれという救援要請に基づき、合衆国は集団的自衛権を行使したということになっています。これは間違いです。そのようなことをしてはいけません。あるいは、1968年のソビエトによるプラハ侵攻では、チェコスロバキアから救援要請があった。そんなものはありません。あのような事態が集団的自衛権行使だとは、私は全く思いません。

直ちに国連安全保障理事会に報告しなければなりませんし、国連安全保障理事会が必要な措置をとるまでの間しか使ってはいけません。そこにおいて明確な武力攻撃の発生が必要なことは言うまでもありません。そして、必要性、均衡性はきちんと保たれなければなりません。安全保障基本法の制定においては、それをきちんと国民的な合意をもって成立させる。そのことを決して避けてはいけないと思います。

合衆国の軍隊を日本に置くのは、日本の政策的選択ではありません。これは義務です。昭和30年（1955年）に、当時の鳩山一郎内閣の外務大臣であった重光葵がアメリカに渡り、時の国務長官、ジョン・フォスター・ダレスと、丁々

発止のやりとりをした。それはアメリカの公文書館に全て保存されているし、公開もされている。そこにおいて、ミズーリ号で降伏調印をしたときの外務大臣、重光葵が、10年たってまた外務大臣になるわけで、心中期するところがあったのだと思います。「日本国は集団的自衛権を行使する。グアムまで守る。したがって、合衆国軍隊は直ちに撤退せられたい」。そのようなことを言っています。それに対してダレスは、「いつの間に日本はそういう憲法の考え方をするようになったのか。日本の自衛隊にそのような能力はあるのか」と言い、重光の思いが通じることはありませんでした。それをみていたのが、岸信介、後の総理であり、それが新しい安保の改定につながっていることは論をまちません。

ダレスはこのように回想しています。「とうとう日本がフィリピンのようなことを言い出した」と。アメリカ・フィリピンの安全保障条約のことで、「わが合衆国の利益は、日本国に合衆国を防衛させることはない。この日米安全保障条約によって合衆国が得る利益は、いつまでも、どれだけでも、合衆国の軍隊をどこにでも日本国に駐留させる権利、これを得ることこそ合衆国の利益なり」と断言しています。「どれだけでも、どこにでも、いつまでも合衆国の軍隊を日本に駐留させる権利、これが合衆国の得る利益である」ということを述べたのが、昭和30年の話です。いまから65年前の話です。いまでも同じ日本ですか。いまでも同じ状況ですか。われわれは、みずからにそれを問いかけていかなければならないのではないですか。

第6条においても同様のことが言えます。つまり、現行の第6条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」。こういうことになっています。それは、アメリカが日本国において施設及び区域を使用することが許されるという内容になっているわけです。

いままで言ったような考え方からいくと、各締約国は他方の締約国の安全に寄与し——つ

まり日本にとってはアメリカ、アメリカにとっては日本——並びにアジア太平洋地域における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、他方の締約国の同意に基づき、その陸海空の兵力が他方の締約国において施設及び区域を使用することが許されるということに論理的にはなるはずですが、ここにおいて初めて対称的双務条約になり、サステナビリティは確保されるはずですが、合衆国の基地を日本に置くことは義務ですから、断れません。

私のところには、よく現体制にあまり賛意を表さない、九条の会的な方が来ます。私はそのときに議論を避けたことはありません。「米軍基地反対、米軍基地削減」とおっしゃいます。「そうですか。それでは皆様は集団的自衛権に賛成ですか、反対ですか」と尋ねると、「もちろん反対に決まっている」とおっしゃるわけです。米軍基地撤退とか削減とかおっしゃる方が、集団的自衛権に反対であるというのは、かなり論理倒錯の世界ではありませんか。

実効的かつ抑制的防衛力が必要

つまり、私は在日米軍基地は必要だと思いません。日本国は米軍と同じような能力を持っていません。特にパワープロジェクション能力においては大いに欠けるところがあります。私は憲法上、日本が核兵器を持つことが否定されているとは考えていませんし、それが政府の立場です。そこは答弁でも累次言ってきたところですが、日本が核兵器を持つということになると、核拡散防止条約（NPT）体制そのものが崩壊しますので、その引き金を引くべきだとは私は思いません。

NPTは確かに問題のある協定で、インドやパキスタンのようにやった者勝ちとか、イスラエルみたいにそもそも入っていないとか、そういうのはNPTのらち外になりますので、決して完璧な条約だとは思いませんが、ないよりはましです。世界中が核を持つ世の中が、いまよりもいい世の中だとは全く思わないし、その引き金を日本が引くべきだとは私は全く思わない。

しかしながら、そのような前提において言いますが、日本に駐留米軍は必要なのだけれども、

何で三沢に F16 戦闘機がいるのですか、何で嘉手納に F22 戦闘機がいるのですか。日本にいるのは海軍と空軍と海兵隊であって、陸軍はほとんどいません。何であの冷戦真ただ中に、一番最前線の北海道に米軍はいなかったのですか。なぜここに何のためにいるのですか、なぜここにいないのですかということ、日本が聞く権利を持っていない。なぜならば、置くのは義務だから。どこに、何のために、どれだけ合衆国の軍隊がいるのかを理解しないで、日本の防衛力の造成が最も適切にできるかどうかということ、ということ。

防衛庁・防衛省で仕事をしていたときにこういう話をしますと、ともに戦わない国には全てのことを教えられないと言われたことがあります。そういうものなのかもしれません。いかにして日本国内において、日本国民のきちんとした理解と合意のもとに、日本国の安全保障のあるべき姿をつくるのか。いかにして抑制的な防衛力を持つのか。しかしながら、それがいかに実効性を持つのかということ、ということ。

対中踏まえた勢力均衡を探る

この話をもって終わりますが、中国に対してどうするのかを考えたときに、中国の軍事力というのは、人民解放軍は中国共産党の軍隊ですので、そこから構造的に出てくる部分が相当にあります。中国のいろいろな能力を考えると、あれは中国共産党の軍隊であり、中国がこの先、見渡す限りにおいて安定的に発展していくためには、いいとか悪いという問題ではありません。そのことを認識しながら、わが国はどのように防衛力を構築するのかということ、日米同盟がどうやってバランス・オブ・パワーを保つのかということ、ということ。

バランス・オブ・パワーは極めて重要です。中国の軍事力が上がっていく。だとするならば、日米同盟がそれとバランスしていくために何をやるべきなのか。それは、静粛なディーゼル潜水艦であり、世界一の対潜哨戒能力が一番大事だと私は思います。もちろんサイバーも宇宙も大事ですが、何にわが国の防衛力を集中すべきなのかという話も、日米安保の対称性を高める

ことなくして、実効的な議論ができるとは思わないし、国民的な理解を得られるとも思っていない。

私たちは、なぜあの太平洋戦争に突っ込んでいったのか。わかっている人はわかっていたはず。それは猪瀬直樹さんの『昭和 16 年夏の敗戦』に詳細に書いています。誰がどうみてもあの戦争はできないということを知っていた人はたくさんいたはず。しかし、なぜそれをとめることができなかったのかということ。そして、情報を軽視し、兵站を軽視した結果、多くの兵隊たちが一発の弾を撃つこともなく死んでいったということ、をどのように認識すべきなのか。そして、日米同盟は今後いかにあるべきか。

かつて田中角栄先生が、「戦争を知っているやつがこの世の中にいるうちは大丈夫だ。知らないやつばかりになったときに怖い。だから、よく勉強してもらいたい」と。角栄先生のお言葉を、本当にわが身の至らなさを反省しながら、かみしめている昨今です。ありがとうございます。

◆ 質 疑 応 答 ◆

司会 石破さんのいまの話をもとめるのは、非常に任が重いのですが、私なりに整理すると、日米安保体制の非対称性による日本人の、政治家も含めた国民意識のおんぶに抱っこの感覚ですね。それを是正するためには、非対称性の最大の根幹である集団的自衛権の行使について、いまの中途半端な形ではない解釈と実現が必要である。ただし、これは解釈として、実は憲法では禁止されていない。もともと自然権としてあるものであり、したがって、安全保障基本法で縛ることによって、より抑制的に行使できるものである。ここがやはり日米安保体制の根幹にあるというご指摘と、日米安全保障条約の具体的な 5 条、6 条についての石破は正案みたいなものも語っていただいたと思います。石破さんの安全保障観の全体をコンパクトに縮めてお話しいただいたと受けとめました。

そこで、私から2つ質問します。この構想は非常に的を射たというか、重要な構想だと思えますが、石破さんはいま、立場上、次の政権を目指す政治家の一人です。その石破さんが、まさにみずから政権を握ったときに、日米安全保障問題に対して、いまおっしゃられたような問題意識の中で、どういうスケジュール感で取り組まれるのか。いまはご発言になりませんでした、その前段に日米地位協定という問題もあると思います。この辺も含めて、どう考えているのでしょうか。

“石破案”が唯一の党案 説明尽くす

石破 ありがとうございます。別に私はここで初めてこんなことを言っているわけではありません。私どもが野に下っていた3年3カ月に、いまのような議論はかんかんがくがく、自民党の中でしました。

いま、石破案と言われていますが、あれはいまでも存在する唯一の自民党案です。9条2項削除論というネガティブな響きを持ってけんでんされることがありますが、あれはわが党が党議決定したものです。憲法改正のハードルは、衆参両院総議員の3分の2、国民投票の2分の1という、極めて硬性憲法ですので、一朝一夕にできるものではない。あわせて安全保障基本法というものの法律案概要も党議決定しています。それを掲げて政権奪還選挙を戦ったはずです。間違いなく。私が言っているのは、別に私個人の考えでも何でもありません。それは自民党のホームページを引いていただければすぐ出できます。私は安全保障基本法の解説も1時間しています。ぜひごらんいただきたいと思います。それは問うたはずです。

民主主義において、結論が全て正しいとは思いません。誤った結論がいくらでも出ます。民主主義の一番の価値は、手続きの正統性にあるはずですから、きちんとした手続きを踏んでやってくださいと言っています。

では、「どうやって実現するんだね、おまえ」という話ですが、小選挙区が正しかったかどうかは別として、300の小選挙区があり、自民党の支部があります。私の鳥取1区でも鳥取1区

支部のもとに、小さな支部がたくさんあります。みんな忙しいですから、朝から晩まで安全保障のことを考えている人が、そんなにたくさんいるとは思いません。ですが、どうやったらわかってもらえるのか。そのための努力はしなければならぬと思います。

そして、日本国憲法とはいかなるものであるのかということ、どのようにして変えていかなければならないのか。そして、世の中に言われる懸念。「石破さんみたいなことを言っていると、アメリカと一緒に戦争にどこにでもつき合うんだよね」と言う方がいますが、それはそうではないのだということはどう担保するのかについては、丁寧に、丁寧に、丁寧に話していく以外ないと思います。

日本国民は、きちんと政治家が語れば理解してくれるはずですが、どうせわからないだろうと、政治家の側が思うべきではありません。日米安保体制を本当に大事だと思うならば、そして、このサステナビリティをきちんと担保しようと思うなら、その努力をいとうことがあってはならないと私は考えます。

地位協定については、対等な地位協定とは何かという議論があります。このときの米韓と比べてどうか、アンザスと比べてどうか、NATO（北大西洋条約機構）と比べてどうかという議論にほとんど意味はありません。対等かどうかは、合衆国軍隊が日本において受ける地位と、日本国自衛隊が合衆国において受ける地位、これが法的に対等かどうか。これが唯一の尺度であり、どこの国の安全保障条約でも、安全保障条約があって、それと一体の地位協定があるわけですから。安全保障条約が違ふ国の地位協定と論じて、根本が違ふのだから、議論は成り立たない。在日米軍がある。では、在米自衛隊というものがあつたときに、初めてその議論は成り立ちます。

わが日本は狭いので、富士総合火力演習を例外として、陸上自衛隊が目いっぱい弾を撃つことはできません。あるいは、航空自衛隊の訓練も、日本の領空では満足に飛ばせないので、長い時間をかけ、多くの燃料を使い、洋上で訓練しています。ですから、航空自衛隊も陸上自衛

隊もアメリカで訓練しています。常設の基地は置いていませんが、常設の訓練基地——あくまで訓練に限ります——を、別にテニアン島でもグアム島でもいいのですが、そこに置くことにより、合衆国における自衛隊の地位とは何であるのかという議論が初めて出てきます。そこにおける地位協定が在日米軍地位協定と異なることが仮にあるなら、それは不平等条約以外の何物でもない

合衆国はフェアな国ですので、最近いろいろと問題点は指摘されていますが、「フェアじゃないでしょ」という議論をしたときに、合衆国はきちんとそれを認める。そういうものだと言理的には考えています。

中国からの訪日客 規制強化を

司会 もう一点。同じ安全保障、危機管理の問題として、いまコロナ型のウイルスの問題があります。いま、政府が行っている部分で、足りない部分、あるいは、こうしたほうがいい、こうすべきだと、そばで眺めていて感じるものがあれば、ぜひお話しください。

石破 批判することは簡単ですが、実際に内部の事情を知悉していない者があれこれ言うことは不見識、不謹慎だと思いますので、それは避けたいと思います。

ただ、この問題が起きたときに、ダイヤモンド・プリンセスが接岸する直前だったと思いますが、私はあるテレビ番組に出て、大変申しわけないが、14日間はあの船の中に、あらゆる配慮をしたうえでとどまっていただくべきだということを言いました。これには2つの反省点があります。特効薬がない現状においては、免疫力を高めるしかないということですが、あの閉鎖空間において、高齢の方、持病をお持ちの方がいる中、免疫力がどうなっていくのかということについて、十分な配慮がなかったことは、極めて私の反省点です。

もう一つは、船を降りた後、公共交通機関に乗り自宅に帰る、その間に発症した方が実際いるわけで、そこをきちんと観察しておくべきだったと思います。建物を建てるのでもよかったです

かもしれない。これだけ外国からのお客さんが減少していることを考えると、「勝浦ホテル三日月」（千葉県勝浦市）に大変献身的なことをしていただいたのですが、そのような施設を借り上げるということも、リスクの拡散との比較考量的問題ですが、行っておくべきだったと思います。

病院船建造の話は私は否定しませんが、病院船をつくるべきだという話はずっと昔からありました。傷病、つまり戦闘で傷を負われた方を収容する病院船と、このような感染症の方を収容する病院船とは、基本的なつくりが違います。何百という個室を持った病院船を本当に建造することが可能なのかを考えたときに、病院船の議論が最優先になるのかどうか。それよりは、きちんとした建造物をこの先、考えていかなければならないと思います。

中国からの訪日客の規制を強化すべきかという点については、範囲を拡大すべきだと思います。一方で、「山川異域 風月同天」という言葉が新聞に紹介されていました。日本と中国に同じ山も同じ川もない。しかしながら、月は同じではないか、風は一緒ではないかという、中国に対してここまでやるのだよという人道的な支援は、可能な限りすべきだと思うと、セットにすべきものであることは言をまちません。

司会 ありがとうございます。

では、会場から質問を受けます。

質問 石破さんの国防に関するお考え、よく理解できました。ありがとうございます。

質問は、先ほど文民統制の話がありましたが、日本の戦前の歴史は、みんな教科書で習い、非常によく理解しています。その中で、軍隊が独走したというトラウマがあり、日本が果たして軍事力を持って、それをコントロールできるのかという心配があると思います。

いまの安倍政権にしても、例えば韓国との間で摩擦があり、一部では非常に心配される状況があった。もしかして戦火を交えるんじゃないかとか、そういう心配もあったわけです。石破さんが首相になれば、おそらくそういう心配は

ないのかもしれませんが、今後、いろいろな政権があると思うので、戦前のようにならないようにするためにどうコントロールしていくのか、教えていただければと思います。

敗戦までの歴史を悉皆的に知る

石破 ありがとうございます。お教えできるほどの知識はありませんが、明治維新以降、日清戦争、台湾割譲、日露戦争、日韓併合あたりからずっと、昭和20年8月15日を終戦の日とするかどうか議論のあるところですが、敗戦に至るまで、その歴史をきちんとおさらいすることはとても必要だと思います。

私は『昭和16年夏の敗戦』（文春文庫）とい文春文庫から出ている猪瀬直樹先生のご著書やNHK取材班の『太平洋戦争 日本の敗因』シリーズ（角川文庫）をいつも若い議員たちに紹介します。なぜ日本は戦争になっていったのか、そして、なぜとめられなかったのか、民主主義はなぜ機能しなかったのか。斎藤隆夫の肅軍演説というか、肅軍演説と反軍演説はセットですが、それは議事録には残っていません。いまでも削除されたままですが、ありがたいことに、斎藤隆夫——漫画家ではないですよ——の肅軍演説は、スマートフォンで引くと、音声を聞けます。

斎藤隆夫は非常にシンプルなことを述べました。1時間半にわたる全く原稿をみない演説で、時の総理、米内光政に斎藤隆夫が質問したのは、何のためにこの戦争をやっているのか、この戦争の目的を述べよと。戦争を始めたからにはどうやって終わらせるのだ、その見通しを述べよと。斎藤隆夫が聞いたのは、この2点です。

だけど、軍を侮辱したかどで、衆議院を除名されるわけです。そのときに除名に反対した議員は7人しかいなかった。民主主義はあったんですよ。だけど、実に真っ当なことを聞いた斎藤隆夫の除名に反対したのは7人しかいなかったということの恐ろしさを私はすごく感じるんですよ。

そして、権力とメディアが一体になったとき

には、絶対に戦争になります。絶対にとめられない。あのときにラジオという新しいメディアが登場して、速達性というか、同時性というか、それにおいては絶対に勝てなかった新聞は、いかにして映像で訴えるのかということ、いろいろな飛行機を陸軍と一緒につくったりするわけですよ。そういういろいろな反省があって、その反省を常にリマインドしなければいけないと思います。

人間はすごく弱いものです。権力にも弱ければ、いろいろな誘惑にも弱いのが人間だと思います。しかし、そのときにそれでもなおということを自分の中で少しでも思うためには、過去のどのような選択をし、どのような失敗があったのかをできるだけ悉皆的に知ることが重要であると認識しているところです。

そして、法律、装備、運用、この3つについて、少なくとも政治家がきちんとした知識を持たないと判断を間違えるということは歴史が証明するところです。

質問 先ほど、冷戦時代に米軍が北海道にいなかったのはなぜかと言いました。当然、答えはあるのだと思います。私は単純に、当時、北海道には13個師団のうち4個師団の陸自が置かれていて、なおかつ、そのうち1個は唯一の機甲師団でした。要するに北海道には精鋭部隊が置かれていたからで、米軍は必要ないとは思わなかったのでしょうか、とにかく陸自が数的にも質的にも相当の部分の北海道に置いていたことが一つの理由だったのだと思います。

ただ、よく考えてみると、ソ連が本格的に上陸作戦をやった場合、4個師団ぐらいで阻止できるとは思えなかったのですが、なぜ米軍はそこに存在しなかったのか。その理由をどう考えますか。

石破 それは物の本には何も書かれておりませんので、確証はありません。ただ、ご指摘のように、いまでも北海道・千歳に7師団いますが、最新鋭の10（ヒトマル）式戦車はいまでもあそこにしか置いていないはずですよ。

陸上自衛隊の主翼は北海道に置いてありま

した。だからだという考え方と、アメリカがないから主翼を北海道に置いておかなければいけなかったという、両方の考え方が成り立つと思います。

当たり前のことですが、バンデンバーグ決議にあるように、自国の防衛はまず自分の国でやってね。最初からアメリカが来るわけではないのだから。そうすると、最前線にあった北海道は、陸自の最精鋭部隊で守るだけ守ってくれと。その間にアメリカが来現する。そのようなタイムスケジュールになっていたのだと思います。

一番近いところにアメリカがいるはずないでしょ、自国は自分が守るんだからねという当然のことが、そこにおいては行われていた。けれども、なぜ日本にアメリカの陸軍がこんなにいないんだろうねというのを考えたときに、何かあったときに後ろへ下がるということは、合衆国の為政者なりせば当然考えることだと思います。日米同盟はそういう冷徹なものだということを日本人は知る必要があるのだと考えます。

質問 中国の脅威を日本はどう考えるべきかということですが、国民にこの問題をわかりやすく伝える努力をもっとすべきだと思います。これは中国との関係で非常に難しい、微妙な言い回しも必要でしょうが、これをわかっていないから、先ほどから言っているように、米軍基地反対、日米安保条約・集团的自衛権反対という声が上がってくるのだと思います。もう少しわかりやすくはっきり中国の脅威を伝える、どういう形でもいいのですが、石破さんがおやりになると角が立つということなら、誰かに言わせる、いろいろな審議会なり何なりをつくってそこが言う、報告書をつくるとか、この努力があまりにも足りないと思います。これはぜひ国会でやらないといけなと思います。

石破 すみません、私が言うのと角が立つというか、不徳のいたすところというか、何と云っていいのかわかりません。

日本の10倍の人口があり、本当はもっとあるのかもしれない。あれだけ広い領土を持ち、四面環海のがわの国と違い、13の国もしくは地

域と国境を接している国を統治するのがどんなに難しいことかを私どもは理解する必要があると思います。国境を接している国は、ロシア、インド、北朝鮮、何とかスタンというイスラムの国々であり、これは大変なことだと思います。

あの中国を統治するために、いまずぐ民主主義を導入したら、あつという間に国が分裂する危険性は非常に高いと思います。ユナイテッド・ステイツ・オブ・チャイナなんて、そんな簡単にできるはずない。核を持った国が分裂されることほど恐ろしいことはないと思います。

中国を統治するためには、人民解放軍は共産党の軍隊であることが必須のことですよね。つまり、天安門事件について中国が一度も弁明したことがないのは、あそこで中国共産党に刃向かう者には銃を向けるというのが人民解放軍の特性だからであり、そこを誤解してはいけなと思います。

やはり情報統制は相当になされていると考えています。いま、マルクス・レーニン主義を信じている人がどれほどいるのか、私は数えたことはありませんが、それにかわる中国の夢という経済発展、これが必要だと思います。国民は「おかしいじゃないの、何で共産主義の国において貧富の格差があるのよ」と思っているに違いないのですが、それをいかに縮小するのかを考えたときに、あの過剰設備を何とかするためには一帯一路政策しかなかったのだらうと思います。

台湾問題は「ものすごく深刻」

これから先、かなりの国営企業を淘汰しても、あの国は生き残らざるを得ないということだと思います。そこにおいて、わが国は何ができるのかをわが国の国益として考えるべきです。遼寧級の航空母艦なるものが——航空母艦でしたら、タイ海軍もイタリア海軍も持っています。フランス海軍だって、イギリス海軍だって、持っているわけですが、オブジェではありませんので、それが実用の域に達するまでに、一体何年かかるだろうかと。

そして、中国の原子力潜水艦は非常にノイズ

が高いので、静肅性にすぐれたわが国のディーゼル潜水艦の能力をいかに上げるのか、いかに数を増やすのか。対潜哨戒機と言わないでいまは哨戒機と言っていますが、これのネットワークを米海軍といかにリンクさせる（優位性を保てるようにする）のか等々、わが国は陸海空で一体何に資源を投入すべきなのかという話をすると、「また軍事マニア、軍事オタクがいつものような話を」という話になるわけです。しかし、コロナウイルスに詳しい議員を「厚生オタク」とは言わないと思います。その分野に通用するのは大事なことで、中国人民解放軍の陸海空・サイバー・宇宙に、何ができて、何ができないのかをきちんと政治が認識しないままに、中国の軍拡をいたずらに脅威として喧伝（けんでん）するのもよくなければ、等閑視するのもまったくよくない。台湾問題は、ものすごく深刻だと思います。台湾の独立が本当に不可逆的になりそうになれば、中国は迷うことなく軍事力を使います。その恐ろしさを忘れるべきではない。だから、あの海域における中国の海洋的な進出を抑えるための日本の努力とは何か、日米同盟とは何かを、かなり集中して議論をすべきだと理解しています。

対中国 拒否的抑止力の増強を

もう一つは、ブーストフェーズ（上昇段階）・インターセプト。つまり、ミサイルは物理的に（物理の法則に従って）飛ぶものですが、いまはもう途中からどう飛ぶのかわからない、どういう技術か私にはよく理解できていないのですが、そのようなことになっている。それがEMP（電磁パルス）みたいな、人は全く死なないけれども、通信が全部ダウンするような形の能力を持った場合に、何が起きるかを考えたとき、ブーストフェーズにおいていかにインターセプトするかという技術開発を日本はもっと急ぐべきだと思います。

私が長官のときにアメリカがボーイング747、いわゆるジャンボジェットの最先端にレーザービームを搭載し、上昇段階のミサイルを落とすという技術開発を進めていました。いまでも全くやっていないとは思いますが、どう

しても出力が出ない。どうしても領空内に入っていかなければならないということがありまして、無人機でなければ意味がないという、かなりデンジャラスだということになるわけです。

中国に対しては報復的抑止力というよりも、むしろ拒否的抑止力をいかに高めるかという話ですし、世界中、主要国は、北欧なんかはシェルターの整備率は100%に近いはずです。シンガポールでも85%のはずです。アメリカでもほとんどの州において50%は超えているはずです。

つまり、抑止力は、核の傘、いわゆる拡大的抑止力とミサイルディフェンス、あとはシェルターです。国民保護です。いかにして一人も死なないか。やれるものならやっごらん、日本国民は一人も死なないよということは、大変な拒否的抑止力になるわけです。しかし、多くの国でシェルターの整備率が100%から50%のときに、何で日本のシェルターの整備率は0.02%なのかという点についての議論を、私はあちこちで提起しているつもりですが、これもまた不徳のいたすところなのか、ほとんどどなたも取り上げてくれない。

日本がシンガポールを占領した日がシンガポールの国防記念日です。私がリー・クアンユーと話したときにも、ずっとその話をしていたのですが、あの親日的なシンガポール、国防記念日は日本がシンガポールを占領した日です。面積があつた兵庫県の淡路島ぐらいいかないシンガポールですが、その日は全部避難訓練ですよ。どの国がシンガポールに核ミサイルを撃つのですか。それでもやるわけですよ。拒否的抑止力とはそういうものです。

では、この東京で、例えば地下鉄で換気装置が動いていて、生物兵器や化学兵器でやられたら一発なんですよ。意味がない。いかにして換気装置をとめ、水・食料を供給し、トイレを整備するのか。いまでもできることはいっぱいあるはずですよ。これによって何十万人、何百万人、助かるかわからないです。でも、それをやろうといても、世論にならないのは不徳のいたすところ。拒否的抑止力をもう少しきちんと考えるべきだと私は思います。

司会 きょうはいろいろとありがとうございました。石破さんはきょうで8回目ですか。石破さん単独では5回も来ていただいています。きょう、書いていただいたのはなかなか難しい字で、私には読めませんので、ぜひ解説してください。

石破 これを書くのは3回目のような気がします。「鷺鳥不群」です。陸奥宗光の座右の銘と言われています。つまり、「鷺鳥」というのはワシとかタカとかいう猛禽類のことでして、これは群れませんよ、1羽でも生きていきますよという意味です。「しゅうちょうふぐん」と読むそうです。

ご覧のとおり、私はきちんと字を習ったことがないのですが、「大臣になるまで書は書かない」などと言っていたら、突然大臣になり、えらいことになったと17年前に思いました。「和を以て貴しとなす」と書いていたら、海上自衛隊から来ていた副官から、「その言葉ほど大臣に似合わないものはありません」と言われ、「じゃあ何だ」と言ったら、その賢い副官が「これです」と言って持ってきたのがこの言葉です。

司会 ありがとうございました。

文責・編集部